

株 主 各 位

北九州市小倉北区船場町1番1号

株式会社 **井 筒 屋**
代表取締役 影 山 英 雄

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年5月24日（水曜日）までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 北九州市小倉北区船場町4番8号
井筒屋新館 9階パステルホール
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第122期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第122期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ① 議決権行使書の賛否欄に記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示があったものとして取扱います。
- ② 議決権行使書にて重複して行使された議決権の取扱いは、株主総会直近に行使された議決権を有効とします。
- ③ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提示が必要となりますのでご了承ください。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.izutsuya.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

【添付書類】

事業報告

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

1. 井筒屋グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和策等の効果により、所得・雇用環境の改善が継続するなか、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。その一方で、中国をはじめとする新興国経済の減速、英国のEU離脱問題、米国新政権の政策動向に対する懸念等、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

百貨店業界におきましては、大都市部を中心に好調に推移していたインバウンド消費が購買単価の下落により、その効果に陰りがみられると同時に、地方都市においても昨年4月の熊本地震の心理的影響をはじめ、消費者の節約志向の高まりや天候不順による衣料品全般の苦戦が影響し、全国的に厳しい商況となりました。

このような状況の下、当社グループにおきましては、将来の成長を見据えた基礎固めとして「井筒屋グループ 中期3カ年経営計画（平成28年度～平成30年度）」を推進いたしております。

計画1年目となる当期は、引き続き「お客様視点」を基本とし、ライフスタイルや商環境の変化への対応力強化に取り組んでまいりました。特に近年の消費動向の変化に対応するため、多彩な企画イベントやお客様参加型の講座・イベントの開催など「コト」を切り口とした取り組みを強化するとともに、これまで以上にお買物の利便性向上を図るため、サテライト事業の拡充に積極的に取り組む一方で、外商事業につきましても、顧客管理システムを導入し、業務効率化と顧客深耕を図ってまいりました。

また、資産の売却契約を締結するなど、キャッシュ・フローの増大にも取り組んでおります。

当期における当社グループの業績につきましては、売上高は796億49百万円（前期比96.0%）、営業利益は13億93百万円（前期比69.9%）、経常利益は7億30百万円（前期比58.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億7百万円（前期比59.4%）となりました。

	井筒屋グループ	株式会社井筒屋
売上高	79,649百万円(前期比 96.0%)	59,043百万円(前期比 96.4%)
営業利益	1,393百万円(前期比 69.9%)	1,361百万円(前期比 73.8%)
経常利益	730百万円(前期比 58.3%)	627百万円(前期比 53.8%)
親会社株主に帰属する 当期純利益	607百万円(前期比 59.4%)	—
当期純利益	—	514百万円(前期比 53.8%)

【百貨店業】

当社グループの主要事業であります百貨店業におきましては、新規顧客の取り込みを図るため、新しい企画・イベントの開催や、話題の商品・ブランドの導入をはじめとした品揃えの強化と販売サービスの向上に努めてまいりました。

本店におきましては、開店80周年記念として地元の酒蔵で醸造したオリジナルの純米吟醸酒「縁紫伝（えにしでん）」や、井筒屋限定の小倉織風呂敷など、こだわりの逸品を販売展開するとともに、昨年9月には食品売場の一部改装を行い、本格だしで話題の「茅乃舎（かやのや）」を新規出店いたしました。また、北九州市が国家戦略特別区域に指定されたことを受け、本・新館間のクロスロードを活用し、マスキングテープをはじめとする物販催事を行うなど、賑わいづくりの創出に取り組んでまいりました。インバウンドにつきましては、大連・北九州空港間を結ぶ定期便の就航に伴い、毎週2回、中国からの団体旅行客の受け入れを行っております。

黒崎店におきましては、食品売場に甘味処「喫茶去（きっさこ）」を導入するなど、和洋菓子ゾーンをリニューアルいたしました。また、コレットにおきましては、化粧品売場に新ブランド「SUQQU（スック）」を導入するとともに、「アバハウス」「無印良品」のリニューアルを行うなど、売場のリフレッシュに努めてまいりました。

サテライトショップにおきましては、昨年8月に戸畑ショップ、9月に下曾根駅前ショップを新規出店するとともに、中津ショップのリニューアルと直方ショップの移転拡大オープンを行い、併せて、山口店におきましても、周南ショップの増床リニューアルを行うなど、地域のお客様の利便性の向上に努めてまいりました。

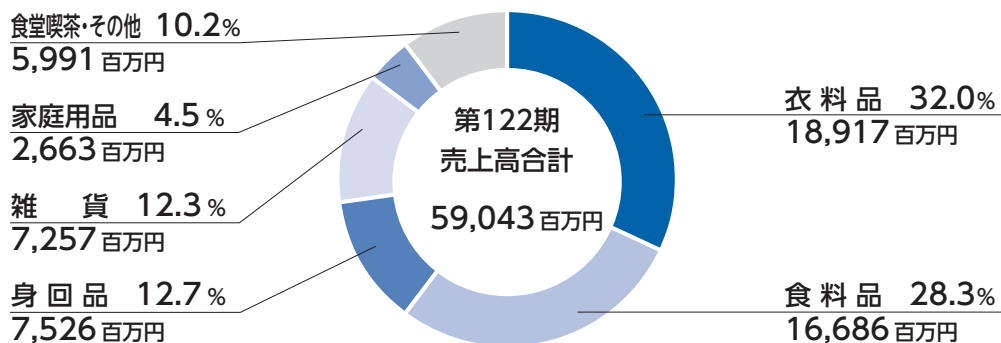
業績につきましては、売上高は796億49百万円（前期比96.0%）となり、営業利益は16億0百万円（前期比72.6%）となりました。

【友の会事業】

株式会社井筒屋友の会が前払式の商品販売の取次を行っており、外部顧客に対する売上高はなく、業績につきましては、営業損失29百万円（前期比88.2%）となりました。

【株式会社井筒屋の売上高内訳】

分野別名称	第122期(当期) 平成28年度	構成比
衣料品	18,917百万円	32.0%
食料品	16,686百万円	28.3%
身回品	7,526百万円	12.7%
雑貨	7,257百万円	12.3%
家庭用品	2,663百万円	4.5%
食堂喫茶・その他	5,991百万円	10.2%
合計	59,043百万円	100.0%



(2) 設備投資の状況

当期におきまして実施いたしました設備投資の総額は6億12百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

当期中に完成した主要設備

本	社	売場改装工事
株式会社コレット井筒屋		売場改装工事

(3) 資金調達状況

当社グループの運転資金および設備資金等につきましては、自己資金で充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種経済政策の効果もあって、景気は緩やかな回復傾向が続くものと予想されますが、海外経済の不確実性や米国大統領による保護主義的な貿易政策等の国内経済にもたらす影響が懸念され、引き続き消費マインドの先行きは不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況の下、当社グループでは「井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画（平成28年度～平成30年度）」を推進いたしておりますが、計画2年目の現在、対処すべき課題として位置づけておりますものは、次のとおりであります。

百貨店事業におきましては、コト消費への対応力強化とリアル店舗ならではのお客様の共感を得られる売場の創出に注力し、収益力の強化に努めてまいります。また、サテライトショップの新規出店を行い、顧客接点の拡大と利便性の向上に努めてまいります。

一方、外商事業におきましては、担当エリアの再編および顧客管理システムの本格的な活用による業務効率化と顧客深耕を行ってまいります。

また、本店におきましては、売場の繁閑に応じた効率的な人員配置を目指す店舗運営グループを新設するなど、生産性の極大化を図るとともに、業務内容の見直しによる少人数体制での運営を実現してまいります。

以上を当社グループの対処すべき課題とし、厳しい経済環境に打ち克ち、持続的成長を実現するべく、更なる組織構造改革を推進するとともに、将来にわたる安定的な収益基盤の確立と、財務体質の健全化に努めてまいります。

株主の皆様には倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 井筒屋グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第119期 平成25年3月から 平成26年2月まで	第120期 平成26年3月から 平成27年2月まで	第121期 平成27年3月から 平成28年2月まで	第122期 平成28年3月から 平成29年2月まで
売上高 (百万円)	87,234	85,259	82,947	79,649
経常利益 (百万円)	1,978	1,384	1,252	730
親会社株主に帰属する 当期純利益または 当期純損失(△) (百万円)	1,901	△ 4,772	1,024	607
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	165.94	△ 416.49	89.37	53.05
総資産 (百万円)	68,025	62,386	60,956	59,203
純資産 (百万円)	12,150	7,356	8,639	9,438

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第120期は、抱合せ株式消滅差損、固定資産の減損損失等を特別損失に計上しております。
3. 平成28年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第119期（平成25年度）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失（△）を算定しております。

② 株式会社井筒屋の財産および損益の状況の推移

区 分	第119期 平成25年3月から 平成26年2月まで	第120期 平成26年3月から 平成27年2月まで	第121期 平成27年3月から 平成28年2月まで	第122期 平成28年3月から 平成29年2月まで
売上高 (百万円)	63,820	62,341	61,230	59,043
経常利益 (百万円)	1,558	1,272	1,164	627
当期純利益または 当期純損失(△) (百万円)	1,530	△ 4,688	956	514
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△) (円)	133.57	△ 409.16	83.48	44.92
総資産 (百万円)	62,611	56,967	55,897	54,354
純資産 (百万円)	11,552	6,866	8,131	8,846

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第120期は、抱合せ株式消滅差損、固定資産の減損損失等を特別損失に計上しております。
3. 平成28年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第119期（平成25年度）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益または当期純損失（△）を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (平成29年2月28日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社コレット井筒屋	100	100.0	百貨店業
株式会社久留米井筒屋	100	100.0	不動産管理業
株式会社山口井筒屋	50	100.0	百貨店業
株式会社レストラン井筒屋	10	100.0	飲食業
株式会社井筒屋友の会	50	92.0 欄外(注)参照	前払式特定取引業
株式会社井筒屋外商サービス	10	100.0	販売斡旋業及び卸売業

(注) 当社は株式会社井筒屋友の会における議決権比率の92%を保有しており、残りの8%につきましては、株式会社久留米井筒屋ならびに株式会社山口井筒屋がそれぞれ4%を保有しております。

(7) 井筒屋グループの事業内容 (平成29年2月28日現在)

当社グループは百貨店業を主な事業内容とし、百貨店業に付随、関連する友の会事業等の事業活動を展開しております。

(8) 井筒屋グループの主要な事業所 (平成29年2月28日現在)

会社名	事業所名および所在地	
当社	本社および本店	北九州市小倉北区船場町1番1号
	黒崎店	北九州市八幡西区黒崎一丁目1番1号
株式会社コレット井筒屋	本社およびコレット店	北九州市小倉北区京町三丁目1番1号
株式会社山口井筒屋	本社および山口店	山口県山口市中市町3番3号
	宇部店	山口県宇部市常盤町一丁目6番30号

(9) 従業員の状況（平成29年2月28日現在）

① 井筒屋グループの従業員の状況

事業の種類別の区分	従業員の数	前期末増減
百貨店業	1,058名	40名減
友の会事業	2名	増減なし

（注）このほか、臨時従業員として百貨店業254名がおります。

② 株式会社井筒屋の従業員の状況

区分	従業員の数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	309名	13名減	48.6歳	16.8年
女性	502名	5名増	43.0歳	12.3年
合計または平均	811名	8名減	45.0歳	13.8年

（注）従業員の数には他社からの出向者129名を含み、他社への出向者48名を含んでおりません。

(10) 井筒屋グループの主要な借入先（平成29年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社北九州銀行	11,081
株式会社みずほ銀行	4,246
株式会社山口銀行	2,498
株式会社もみじ銀行	1,748
株式会社三井住友銀行	1,748

百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年2月28日現在）

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 11,480,495株（自己株式22,741株を含む） |
| (3) 株主数 | 11,075名（前期末比573名減少） |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
	株	%
西日本鉄道株式会社	1,052,041	9.2
井筒屋共栄持株会	835,200	7.3
株式会社福岡銀行	334,910	2.9
株式会社みずほ銀行	321,093	2.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	147,800	1.3
株式会社北九州銀行	139,847	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	113,100	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	112,500	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	112,400	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	111,600	1.0
合 計	3,280,491株	28.6%

- (注) 1.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2.当社は平成28年9月1日付で当社が発行する普通株式10株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数は1,000株から100株とする変更を行っております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成29年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	影 山 英 雄	社長執行役員 営業本部長 九州朝日放送株式会社 社外監査役
取 締 役	赤 坂 英 典	専務執行役員 管理本部長 株式会社エクリュ・ジャポン 代表取締役社長
取 締 役	久 保 秀 樹	執行役員
取 締 役	光 田 昇 作	常務執行役員 外商統括室長 株式会社井筒屋外商サービス 代表取締役社長
取 締 役	前 川 義 広	西鉄バス北九州株式会社 代表取締役社長 西日本鉄道株式会社 グループ理事
常 勤 監 査 役	日 高 伸 一	
監 査 役	加 藤 敏 雄	株式会社北九州銀行 取締役会長
監 査 役	猿 渡 辰 彦	株式会社ノリタケカンパニーリミテド 社外監査役
監 査 役	辰 巳 和 正	辰巳和正法律事務所 所長弁護士 株式会社北九州銀行 社外取締役 (監査等委員) 株式会社安川電機 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 前川義広氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役 加藤敏雄、猿渡辰彦、辰巳和正の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、猿渡辰彦、辰巳和正の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 当社は、取締役 前川義広および監査役 加藤敏雄、猿渡辰彦、辰巳和正の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の規定する最低責任限度額となります。
4. 監査役 日高伸一氏は、長きに亘り当社の業務部門を経験し、業務監査室部長を歴任するなど業務監査に関する豊富な知識を有するものであります。
5. 社外監査役 加藤敏雄氏は、株式会社北九州銀行の取締役会長であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役 猿渡辰彦氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドの社外監査役であり、企業経営に豊富な経験を有するものであります。
7. 社外監査役 辰巳和正氏は、弁護士として培ってきた豊富な専門知識・経験を有するものであります。

8. 平成29年3月1日付で次のとおり取締役の担当が変更になりました。

地 位	氏 名	担 当
代 表 取 締 役	影 山 英 雄	社長執行役員 営業本部長兼外商統括室長
取 締 役	赤 坂 英 典	専務執行役員 管理本部長兼内部統制室長
取 締 役	久 保 秀 樹	営業本部長付
取 締 役	光 田 昇 作	常務執行役員 管理副本部長（経理・財務担当）

9. 取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

（平成29年2月28日現在）

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	今 成 博 幸	黒崎店長兼店外事業室長
執 行 役 員	入 江 壮 行	株式会社山口井筒屋 代表取締役社長
執 行 役 員	白 石 亮	経営企画グループ長兼内部統制室長
執 行 役 員	桶 谷 祥太郎	営業政策室長兼MDグループ長兼婦人服マーチャンダイザ ー兼本店婦人服グループ長

10. 平成29年3月1日付で次のとおり執行役員の担当が変更となりました。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	桶 谷 祥太郎	営業副本部長兼営業政策室長

11. 平成29年3月1日をもって、白石 亮、久保秀樹の両氏は、執行役員を辞任により退任いたしております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	75百万円
監 査 役	4名	18百万円
(社 外 役 員)	(4名)	(7百万円)

- (注) 1. 上記社外役員の支給額は、取締役、監査役の支給額にそれぞれ含めております。
 2. 上記支給額のほか、当事業年度において受け、または受ける見込みの額が明らかとなった報酬等の額について、記載すべき金額はありません。
 3. 上記支給額は基本報酬（月例給与の総額）であり、他の報酬等はありません。
 4. 使用人兼務取締役はおりません。
 5. 報酬限度額（月額）取締役18百万円 監査役4百万円

(3) 取締役および監査役の報酬等の決定方針の決定方法および当該方針の内容

当社の取締役および監査役の報酬等の決定については、透明性及び公平性を担保するため、代表取締役および常勤監査役で構成する「役員業績評定委員会」で予審した内容を、株主総会の決議による取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の兼職の状況

氏名	兼職先	兼職内容	当社グループと当該他の法人等との関係
前川 義広	西鉄バス北九州株式会社	代表取締役社長	欄外(注)参照
	西日本鉄道株式会社	グループ理事	

(注) 西鉄バス北九州株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。また、西日本鉄道株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があるほか、当社との間に株式の保有関係があります。

② 社外監査役の兼職の状況

氏名	兼職先	兼職内容	当社グループと当該他の法人等との関係
加藤 敏雄	株式会社北九州銀行	取締役会長	欄外(注)1.参照
猿渡 辰彦	株式会社ノリタケカンパニーリミテド	社外監査役	特別の関係はありません
辰巴 和正	辰巴和正法律事務所	所長弁護士	特別の関係はありません
	株式会社北九州銀行	社外取締役(監査等委員)	欄外(注)1.参照
	株式会社安川電機	社外取締役(監査等委員)	欄外(注)2.参照

(注) 1. 株式会社北九州銀行は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売および借入金等の取引関係があるほか、当社との間に株式の保有関係があります。

2. 株式会社安川電機は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。

③ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	前 川 義 広	当期開催の取締役会12回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、適切に様々な助言・提言をおこなっております。
社 外 監 査 役	加 藤 敏 雄	当期開催の取締役会12回のうち10回、また、監査役会6回のうち5回に出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知識・見地から適切に様々な助言・提言をおこなっております。
社 外 監 査 役	猿 渡 辰 彦	当期開催の取締役会12回全てに出席し、また、監査役会6回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から、適切に様々な助言・提言をおこなっております。
社 外 監 査 役	辰 巳 和 正	当期開催の取締役会12回全てに出席し、また、監査役会6回全てに出席し、これまで弁護士として培ってきた専門知識を活かした助言・提言をおこなっております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第2項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で、責任限定契約の締結はいたしておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正な職務遂行をおこなうことが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合、監査役会は会計監査人の不再任および新たな会計監査人の選任議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

3ヶ月の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）

③ 処分の理由

- ・他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は取締役会・監査役会・会計監査人による経営管理体制をとる。
 - ② 取締役会は、法令、定款、取締役会規程およびその他の社内規程等に従い、経営上の重要事項の決議を行い、または報告を受けるとともに、取締役の職務執行を監督する。取締役をはじめ、業務執行を担当する執行役員は、取締役会決議に基づき業務執行を行い、その状況を取締役に報告する。取締役の職務執行の法令・定款への適合性については、取締役相互で監視し合う他、監査役会による監査を受ける。
 - ③ 代表取締役は計算書類を監査役会および会計監査人に提出し、監査を受けるものとする。
 - ④ 当社は社外取締役を選任し、客観的視点での経営のアドバイスとチェックを受ける。
 - ⑤ 当社は監査役による監査の実効性を確保するため、取締役から独立した社外監査役を選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
 - ⑥ 財務報告の適正性確保のため、以下の体制整備を図る。
 - ・ 経理、情報システム、内部監査等に関する規程等を整備し、財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制の充実を図る。
 - ・ 財務報告の適正性と適正開示を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
 - ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。福岡県暴力団排除条例を遵守するとともに、「暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる利益の供与」は行わない。
 - ⑧ 代表取締役はコンプライアンス、適切なリスク管理体制確立のための取り組みの状況（内部通報の状況を含む）につき、3ヵ月に1度以上取締役会に報告することとし、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告するものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制
 - ① 取締役会は文書取扱規程を定め、次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに文書取扱規程に基づき、保管、管理する。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録

- ・ 執行役員会議事録
 - ・ 計算書類
 - ・ 決裁書
 - ・ その他取締役会が決定する書類
- ② 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法を文書取扱規程で定める。
- ③ 代表取締役は取締役、執行役員、社員に対し、文書取扱規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は適切なリスク管理体制整備のために以下の措置をとる。
- ・ 当社グループのリスク管理基本方針を策定し、当社各部門に浸透を図る。リスク管理は内部統制室（リスクマネジメント担当）が担当し、各部門に対する指導権限を持つ。
 - ・ 当社代表取締役を委員長とし、各店店長の他、主要なリスク事項を管理する部門の責任者を構成員とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会では、当社のリスク全般についての対応策を検討することとし、事務局は内部統制室（リスクマネジメント担当）が担当する。
 - ・ 当社グループおよび他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。
 - ・ リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、代表取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程、体制を整備する。
 - ・ リスク管理基本方針を受け、大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合の危機対応のための規程、組織を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は取締役をはじめ、業務執行を担当する執行役員の職務委嘱およびその職務分掌に基づき、業務の執行を行わせる。
- ② 取締役会は、取締役会、執行役員会等の重要な意思決定機関と、執行役員の決裁基準を設定する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社はコンプライアンスを確立するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ・当社とグループ企業を含めた企業集団全体の「企業行動の基準」を策定し、社員全員への浸透を図る。
 - ・コンプライアンスを担当する部署を内部統制室（コンプライアンス担当）とし、当社とグループ企業に対する指導権限を与える。
 - ・当社の各部門にコンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス責任担当者）を配置する。
 - ・「企業行動の基準」を受け、コンプライアンスマニュアルを策定するとともに、その他業務の適正化のための規程の整備を行う。
 - ・関連する法令の制定・改正が発生した場合等においては速やかに必要事項を周知徹底する。
 - ・公益通報者保護法の施行を受け、内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
 - ・内部監査部門である内部統制室（業務監査担当）を当社に設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、その改善に努める。
 - ・「企業行動の基準」等、コンプライアンスに関する規程その他の業務の適正化に向けた取り組み状況について、株主、投資家、社会に対して積極的に開示する。
6. 次に掲げる体制その他の当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の整備を図るグループ企業は次のとおりとする。
- ・(株)コレット井筒屋、(株)久留米井筒屋、(株)山口井筒屋、(株)レストラン井筒屋、(株)井筒屋友の会、(株)井筒屋外商サービス、井筒屋サービス(株)、(株)エクリュ・ジャポン、西日本コンピュータ(株)
- イ 子会社の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（ハおよびニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社グループ企業は経営上重要な決定をする場合は、当社グループ共通の「意思決定機関の附議事項および附議基準」に基づき、当社においての事前協議や、当社への報告等を行う体制により業務の適正を確認する。また、業績については定期的に当社へ報告し、業務上重要な事項が発生した場合には、その都度、当社へ報告する。

- 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社グループ企業のリスク管理については当社内部統制室が指導権限を持つ。
 - ・当社代表取締役を委員長とするリスク管理委員会もグループ企業のリスク全般についての対応策を検討することとし、事務局は内部統制室（リスクマネジメント担当）が担当する。
 - ・当社グループおよび他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要事項を、当社グループ企業へ周知徹底する。
 - ・当社グループ企業のリスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、本社代表取締役に直ちに報告すべき重要情報の基準や、報告された情報が開示すべきものかどうかの判断基準となる開示基準等、必要な規程、体制を整備する。
 - ・リスク管理基本方針を受け、大規模な事故、災害、不祥事等が当社グループ企業で発生した場合の危機対応のための規程、組織を整備する。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は子会社管理規程に基づき、当社のグループ企業の緊急事態、人事、経理、監査役監査、内部監査、経営、事業目標・計画などについて、当社の担当部門にて、指導、援助、相談を行う体制をとり、子会社における業務の効率的な遂行を図る。
- 二 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 当社は当社グループ企業のコンプライアンスを確立するための体制整備のため、次の措置をとる。
- ・当社グループ企業共通の「企業行動の基準」により、グループ企業の社員全員への浸透を図る。
 - ・グループ企業のコンプライアンスを担当する部署を当社内部統制室（コンプライアンス担当）とし、指導権限を与える。
 - ・グループ企業にもコンプライアンス・オフィサー（コンプライアンス責任担当者）を配置する。
 - ・「企業行動の基準」を受け、コンプライアンスマニュアルを策定するとともに、グループ企業についてもその他業務の適正化のための規程の整備を行う。
 - ・関連する法令の制定・改正が発生した場合等においては速やかに必要事項を、当社グループ企業へ周知徹底する。

- ・公益通報者保護法の施行を受け、グループ企業についても内部通報制度を整備し、社員に対してその周知を図る。
 - ・当社の内部監査部門である内部統制室（業務監査担当）が、グループ企業の業務プロセス等を監査し、その改善に努める。
 - ・「企業行動の基準」等、コンプライアンスに関する規程その他の業務の適正化に向けたグループ企業の取り組み状況についても、株主、投資家、社会に対して積極的に開示する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、専任の補助使用人を置く。
8. 上記7の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の補助使用人は取締役の指揮命令に服さないものとし、その人事考課については監査役がこれを行う。これらの者の異動、懲戒については監査役の同意を得る。
9. 上記7の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該補助使用人に対する指示の実効性確保に必要な下記の事項を実施する。
- ① 補助使用人の権限の確保（調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役の指示に基づき会議へ出席する権限等を含む）
 - ② 必要な知識・能力を備えた専任または兼任の補助使用人の適切な員数の確保
 - ③ 補助使用人の活動に関する費用の負担
 - ④ 補助使用人に対する協力体制

10. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 監査役は取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席できる。
- ② 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題および監査上の重要課題等について意見交換し、あわせて必要と判断される要請を行うことができる。
- ③ 取締役および使用人は監査役に対して、会社の業務に違法または著しく不当な事実を認めたと時、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたと時には当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- ④ 内部統制室長は監査役に対して、「公益通報制度対応規程」に基づき通報の状況について速やかに報告する。

ロ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 当社の監査役は、グループ企業の取締役会等の重要な会議に出席できる。
- ② グループ企業の取締役、監査役、および使用人は当社の監査役に対して、会社の業務に違法または著しく不当な事実を認めたと時、会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたと時には当該事実に関する事項を速やかに当社の監査役に報告する。
- ③ 内部統制室長は当社の監査役に対して、「公益通報制度対応規程」に基づきグループ企業の通報の状況について速やかに報告する。

11. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ通報を行った者が通報を行ったことを理由として、当社および当社グループ企業の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者および使用人に対し、不利な取扱いを受けないことを確保するための規程等を整備し周知する。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用については、その支払い時期、償還手続き等を含め、全額当社がこれを負担する。また、監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合に要した費用等についても当社が負担する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は内部監査部門である内部統制室（業務監査担当）と緊密な関係を保ち、内部監査の実施状況について適宜報告を受ける。
- ② 監査役は監査に当たり当社および当社グループ企業の重要な帳票・書類等の提出や状況説明を求める等の調査権を有す。
- ③ 監査役は、取締役の職務の執行を監査するため必要があると認めたときは、当社および当社グループ企業に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システム全般

当社および当社グループ企業各社は内部統制システム全般の整備・運用状況を当社内部統制室業務監査担当がモニタリングし、改善を進めている。また、内部統制委員会を年4回開催し、内部統制全般について報告、確認を行っている。

2. コンプライアンス体制

当社および当社グループ企業各社のコンプライアンス・オフィサー（各部署のコンプライアンス責任担当者）、幹部社員等を対象に社内研修を年に2回実施しており、新入社員に対しても入社時に研修を実施している。また、当社および当社グループ企業では内部通報への体制を設け周知徹底を行っている。

3. 財務報告に係る内部統制

適正な財務諸表作成に向けて体制強化を図り、財務報告関連部署の自己点検と内部監査によって財務報告の適正性を確保している。

4. 反社会的勢力の排除に向けた取組み

各部署で不当要求防止担当者を選任し対応している。また、社内研修の年2回の実施を通じて反社会的勢力排除に向けて周知徹底を行っている。

5. リスク管理体制

「リスク管理規程」に基づき、想定されるリスクを洗い出し、対応策を検討している。通常発生した事象については、取締役まで情報が伝達するルールに基づき、情報共有化報告シートを活用し、情報を共有化するとともに、迅速に対応している。また、内容によっては、リスクへの対策会議を開催し検討している。

6. 取締役の職務の効率的な執行

「取締役会規程」に基づき、原則として月1回定時に取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っている。取締役会は、社外取締役1名を含む5名で構成され、常勤監査役に加え社外監査役3名の出席により、経営の透明性、健全性を図っている。

7. グループ管理体制

グループ企業への内部監査の強化の上、内部統制評価確認会を実施して、グループ企業に対し、本社の基準に基づいた体制の整備を行っている。

8. 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、透明性の確保を図っている。代表取締役および会計監査人と定期的に会合し、取締役会等の重要な会議への出席や、内部統制室と連携することで、監査の実効性の向上を図っている。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、財務体質の強化、収益の状況および先行きの見通しなどを踏まえ、安定的な配当がおこなえることを基本的な方針といたしております。

当社は、平成28年度より「井筒屋グループ 中期3ヵ年経営計画」を推進し、全力を挙げて業績向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、剰余金の配当につきましては、経済情勢の変動に耐え得る内部留保と、累積損失の解消が当面の課題でありますとともに、適法かつ適正にその原資とし得る分配可能額の確保に至っておらず、誠に申し訳なく存じますが、無配とさせていただきます。

引き続き復配に向け、業績向上に鋭意努力してまいりますので、何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告に記載の金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	59,203	(負債の部)	49,764
流動資産	12,130	流動負債	30,049
現金及び預金	6,462	支払手形及び買掛金	6,444
受取手形及び売掛金	1,755	短期借入金	11,446
商 品	3,201	リ ー ス 債 務	115
貯 蔵 品	26	未 払 法 人 税 等	126
そ の 他	700	前 受 金	7,906
貸 倒 引 当 金	△15	賞 与 引 当 金	52
固定資産	47,072	ポイント金券引当金	261
有形固定資産	40,760	PCB廃棄物処理費用引当金	4
建物及び構築物	14,535	設備関係支払手形	46
土 地	25,788	そ の 他	3,643
リ ー ス 資 産	128	固定負債	19,715
そ の 他	307	長期借入金	13,644
無形固定資産	183	リ ー ス 債 務	150
リ ー ス 資 産	137	繰 延 税 金 負 債	307
そ の 他	46	再評価に係る繰延税金負債	3,001
投資その他の資産	6,128	商品券回収損失引当金	716
投資有価証券	1,679	PCB廃棄物処理費用引当金	2
長期貸付金	172	退職給付に係る負債	1,252
差入保証金	3,797	資 産 除 去 債 務	469
繰延税金資産	175	預 り 保 証 金	170
そ の 他	481	そ の 他	0
貸倒引当金	△177	(純資産の部)	9,438
資産合計	59,203	株主資本	3,424
		資 本 金	10,532
		資 本 剰 余 金	11,904
		利 益 剰 余 金	△18,984
		自 己 株 式	△27
		その他の包括利益累計額	6,013
		その他有価証券評価差額金	25
		土地再評価差額金	6,063
		退職給付に係る調整累計額	△75
		負債・純資産合計	59,203

連結損益計算書

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		79,649
売上原価		60,512
売上総利益		19,137
販売費及び一般管理費		17,743
営業利益		1,393
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
受取賃貸料	64	
協賛金収入	68	
未回収商品券受入益	285	
持分法による投資利益	32	
その他の	150	609
営業外費用		
支払利息	510	
地代家賃	6	
売上割引	394	
商品券回収損失引当金繰入額	161	
その他の	199	1,273
経常利益		730
特別損失		
固定資産売却損	67	
固定資産除却損	24	
会員権評価損	0	92
税金等調整前当期純利益		638
法人税、住民税及び事業税	73	
法人税等調整額	△43	30
当期純利益		607
親会社株主に帰属する当期純利益		607

連結株主資本等変動計算書

(平成28年 3月 1日から
平成29年 2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当期首残高	10,532	11,904	△ 19,645	△ 26	2,764
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			607		607
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分			△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩			52		52
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	660	△ 0	660
当期末残高	10,532	11,904	△ 18,984	△ 27	3,424

	その他の包括利益累計額				純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	33	5,915	△ 72	5,875	8,639
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					607
自己株式の取得					△ 0
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩		△ 52		△ 52	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 7	201	△ 2	191	191
当期変動額合計	△ 7	148	△ 2	138	798
当期末残高	25	6,063	△ 75	6,013	9,438

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 6社
連結子会社は、株式会社コレット井筒屋、株式会社久留米井筒屋、株式会社山口井筒屋、株式会社レストラン井筒屋、株式会社井筒屋友の会、株式会社井筒屋外商サービスであります。
 - (2) 非連結子会社の数 2社
非連結子会社は、井筒屋サービス株式会社、株式会社エクリュ・ジャポンであります。
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等の合計が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社の数 1社
持分法適用の関連会社は、西日本コンピュータ株式会社であります。
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 2社
持分法を適用しない非連結子会社は、井筒屋サービス株式会社、株式会社エクリュ・ジャポンであります。
(持分法を適用しない理由)
非連結子会社2社は、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は同一であります。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
 - ② たな卸資産
商 品 売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。
貯 蔵 品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 定率法によっております。
(リース資産を除く) ただし、当社及び連結子会社において、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 10年～34年
什器備品(その他) 5年～8年

- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法によっております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ④ 長期前払費用 (その他) 定額法によっております。
 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 当連結会計年度末に有する売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ ポイント金券引当金
 ポイント金券の発行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント残高に対する将来の金券発行見積額のうち、費用負担となる原価相当額を計上しております。
- ④ 商品券回収損失引当金
 負債計上を中止した商品券の将来回収時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく回収見込額を計上しております。
- ⑤ PCB廃棄物処理費用引当金
 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の適正処理に要する支出に備えるため、将来の廃棄物処理に係る負担見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。ただし、連結子会社については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 消費税等の会計処理
 税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建	物	12,573百万円
土	地	25,787百万円
投 資 有 価 証 券		514百万円
	計	38,875百万円

(2) 担保付債務

短 期 借 入 金	11,446百万円
前 受 金	475百万円
長 期 借 入 金	13,644百万円
計	25,565百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 41,743百万円

3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算出

再評価を行った年月日

平成13年2月28日

再評価を行った土地の当連結
会計年度末における時価と再
評価後の帳簿価額との差額

△7,471百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 11,480,495株

(注) 平成28年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入等により調達する方針です。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されています。

また、営業債務である買掛金や借入金は支払期日に支払を実行できなくなる、流動性リスクに晒されています。

なお、当連結会計年度末において、当社グループではデリバティブ取引を行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、与信管理規程に従い、営業債権である受取手形及び売掛金について、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、その他の連結子会社においても同様の管理を行っております。

② 金利変動リスクの管理

当社では、日常的に管理本部経理・財務グループ財務担当が当社グループの借入金の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで実施状況の把握・確認を行い、金利変動リスクを管理しております。

③ 流動性リスクの管理

当社では、営業債務である買掛金や借入金について、各部署からの報告に基づき管理本部経理・財務グループ財務担当が適時に作成・更新する資金繰計画により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,462	6,462	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,755	1,755	－
(3) 長期貸付金	172		
貸倒引当金	△99		
	73	71	△2
(4) 差入保証金	3,797	3,631	△165
資産計	12,089	11,921	△167
(1) 支払手形及び買掛金	6,444	6,444	－
(2) 短期借入金	10,000	10,000	－
(3) 長期借入金	15,090	16,217	1,126
負債計	31,535	32,662	1,126

（注）金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期貸付金並びに (4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りに信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

なお、1年内返済長期借入金を含めております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社及び一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸商業施設等の賃貸不動産及び遊休資産を所有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末における時価
4,468	2,749

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- 2 当連結会計年度末における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（面積按分により調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 823円77銭
2. 1株当たり当期純利益 53円05銭

(注) 平成28年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

連結計算書類の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	54,354	(負債の部)	45,508
流動資産	10,189	流動負債	27,296
現金及び預金	5,909	支払手形	79
受取手形	10	買掛金	4,695
売掛金	1,336	短期借入金	15,780
商物品	2,419	リース負債	115
貯蔵品	14	未払法人税等	117
その他の	514	前受り金	125
貸倒引当金	△15	賞与引当金	40
固定資産	44,164	ポイント金券引当金	209
有形固定資産	39,349	PCB廃棄物処理費用引当金	4
建物	13,536	設備関係支払手形	43
構築物	80	その他	2,905
什器備品	258	固定負債	18,211
土地	25,344	長期借入金	11,937
リース資産	128	リース負債	150
無形固定資産	174	繰延税金負債	300
ソフトウェア	2	再評価に係る繰延税金負債	3,001
リース資産	137	退職給付引当金	1,028
電話加入権	35	債務保証引当金	863
投資その他の資産	4,640	商品券回収損失引当金	664
投資有価証券	283	資産除去債務	162
関係会社株式	79	預り保証金	102
長期貸付金	11,553	その他	0
差入保証金	1,878	(純資産の部)	8,846
その他の	385	株主資本	3,059
貸倒引当金	△9,538	資本	10,532
資産合計	54,354	資本剰余金	11,904
		資本準備金	11,904
		利益剰余金	△19,349
		利益準備金	1,127
		その他利益剰余金	△20,476
		繰越利益剰余金	△20,476
		自己株式	△27
		評価・換算差額等	5,786
		その他有価証券評価差額金	11
		土地再評価差額金	5,774
		負債・純資産合計	54,354

損益計算書

(平成28年 3月 1日から
平成29年 2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		59,043
売 上 原 価		44,847
売 上 総 利 益		14,196
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,834
営 業 利 益		1,361
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	47	
そ の 他 の 収 益	553	601
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	692	
そ の 他 の 費 用	642	1,335
経 常 利 益		627
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	67	
固 定 資 産 除 却 損	24	
会 員 権 評 価 損	0	91
税 引 前 当 期 純 利 益		535
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	63	
法 人 税 等 調 整 額	△42	20
当 期 純 利 益		514

株主資本等変動計算書

(平成28年 3月 1日から
平成29年 2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 本 金 準 備	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計				
当期首残高	10,532	11,904	11,904	1,127	△21,044	△19,916	△	26	2,492	
当期変動額										
当期純利益					514	514			514	
自己株式の取得							△	0	△ 0	
自己株式の処分					△ 0	△ 0		0	0	
土地再評価差額金の取崩					52	52			52	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	567	567	△	0	567	
当期末残高	10,532	11,904	11,904	1,127	△20,476	△19,349	△	27	3,059	

	評価・換算差額等			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	13	5,625	5,639	8,131
当期変動額				
当期純利益				514
自己株式の取得				△ 0
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩		△ 52	△ 52	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 1	201	200	200
当期変動額合計	△ 1	148	147	714
当期末残高	11	5,774	5,786	8,846

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
移動平均法による原価法によっております。
時価のないもの
 - (2) たな卸資産
商 品 売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) により評価しております。
貯 蔵 品 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) により評価しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法によっております。
ただし、当社において、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物付属設備は除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 10年～34年
什器備品 5年～8年
 - (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (4) 長期前払費用
(その他) 定額法によっております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一基準によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸 倒 引 当 金
当事業年度末に有する売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞 与 引 当 金
従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - (3) ポイント金券引当金
ポイント金券の発行に備えるため、当事業年度末におけるポイント残高に対する将来の金券発行見積額のうち、費用負担となる原価相当額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 債務保証引当金
子会社等の財政状況を勘案し、債務超過解消不能見込額を計上しております。
- (6) 商品券回収損失引当金
負債計上を中止した商品券の将来回収時に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく回収見込額を計上しております。
- (7) P C B 廃棄物処理費用引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるP C B 廃棄物の適正処理に要する支出に備えるため、将来の廃棄物処理に係る負担見込額を計上しております。
4. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
5. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務			
(1) 担保に供している資産			
建	物		12,099百万円
土	地		25,344百万円
	計		37,443百万円
(2) 担保付債務			
短期借入金			10,780百万円
長期借入金			11,937百万円
	計		22,717百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額			36,341百万円
3. 保証債務			
関係会社の銀行借入金等に対する債務保証（連帯保証）			
株式会社山口井筒屋			1,124百万円
株式会社コレット井筒屋			1,249百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務			
短期金銭債権			0百万円
長期金銭債権			11,553百万円
短期金銭債務			8,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高		
(1) 営業取引高		
売上高		464百万円
関係会社に対する商品供給高		251百万円
仕入高		987百万円
販売費及び一般管理費		744百万円
(2) 営業取引以外の取引高		417百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式

22,741株

(注) 平成28年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	12百万円
貸倒引当金	2,864百万円
ポイント金券引当金	62百万円
退職給付引当金	308百万円
債務保証引当金	258百万円
商品券回収損失引当金	199百万円
土地・建物等減損損失	58百万円
合併による引継資産に係る評価損	1,883百万円
関係会社株式評価損	866百万円
税務上の繰越欠損金	1,217百万円
資産除去債務	48百万円
その他	66百万円
繰延税金資産小計	7,848百万円
評価性引当額	△7,720百万円
繰延税金資産合計	128百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1百万円
資産除去債務に対応する除去費用	6百万円
合併受入固定資産評価益	421百万円
繰延税金負債合計	429百万円
繰延税金負債の純額	300百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32%から平成29年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30%になります。この税率変更により、繰延税金負債の金額及び再評価に係る繰延税金負債の金額はそれぞれ20百万円、201百万円減少しております。なお、この税率変更による損益に与える影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)コレット井筒屋	100.0	・資金援助 ・役員の兼任等	・債務保証	1,249	—	—
子会社	(株)久留米井筒屋	100.0	・資金援助	・資金の返済	9	長期貸付金	8,423
子会社	(株)山口井筒屋	100.0	・資金援助 ・役員の兼任等	・資金の貸付 ・受取利息 ・債務保証	37 29 1,124	長期貸付金 — —	1,997 — —
子会社	(株)レストラン井筒屋	100.0	・資金援助 ・役員の兼任等	・資金の返済 ・受取利息	8 14	長期貸付金 —	974 —
子会社	(株)井筒屋友の会	100.0 (8.0)	・友の会費積立借入 ・役員の兼任等	・資金の借入 — ・支払利息	473 — 232	短期借入金 預り金 —	5,000 2,505 —

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. (株)久留米井筒屋に対し、当社は利息の減免等による収益改善に係る諸施策を講じております。

3. 議決権等の所有割合の()は、間接所有の内数であります。

4. 取引金額のうち、「資金の貸付」「資金の返済」「資金の借入」については、貸付額（借入額）と返済額とを相殺し、純額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 772円08銭

2. 1株当たり当期純利益 44円92銭

(注) 平成28年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(その他の注記)

計算書類の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成29年4月11日

株式会社 井筒屋
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 真紀 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社井筒屋の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社井筒屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成29年4月11日

株式会社 井筒屋
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢野 真紀 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金子 一昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社井筒屋の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかについて当監査役会の定める評価基準に基づき監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月19日

株式会社 井 筒 屋 監査役会

常勤監査役	日 高 伸 一	㊟
監 査 役	加 藤 敏 雄	㊟
監 査 役	猿 渡 辰 彦	㊟
監 査 役	辰 巳 和 正	㊟

(注) 監査役 加藤敏雄、猿渡辰彦、辰巳和正は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の実効性強化のため社外取締役を1名増員し、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、当社取締役の任期は1年といたしております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	かげ やま ひで お 影 山 英 雄 (昭和27年11月5日生)	昭和50年4月 当社入社 平成7年2月 当社本店紳士服部部长 平成11年3月 当社営業本部外販統括室お得意様外商部ゼネラルマネージャー 平成13年3月 株式会社久留米井筒屋出向（執行役員待遇） 平成17年9月 当社社長室ゼネラルマネージャー 平成18年5月 当社執行役員 平成22年3月 当社社長執行役員 平成22年5月 当社代表取締役社長執行役員（営業本部長） 平成29年3月 当社代表取締役社長執行役員（営業本部長兼外商統括室長） 現在に至る (重要な兼職の状況) 九州朝日放送株式会社 社外監査役	2,274株	なし
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、平成22年より当社代表取締役社長を務め、経営基盤の強化および財務体質の改善を図るなど経営者として豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
2	あか さか ひで のり 赤坂英典 (昭和29年11月21日生)	昭和53年4月 当社入社 平成14年5月 当社人事部ゼネラルマネージャー 平成19年4月 当社黒崎店業務部ゼネラルマネージャー 平成20年1月 当社人事部ゼネラルマネージャー 平成20年5月 当社執行役員 平成23年5月 当社取締役常務執行役員（管理本部長） 平成25年5月 当社取締役専務執行役員（管理本部長） 平成26年3月 当社取締役専務執行役員（管理本部長 経営企画担当） 平成27年3月 当社取締役専務執行役員（管理本部長） 平成29年3月 当社取締役専務執行役員（管理本部長兼内部統制室長） 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社エクリュ・ジャパン 代表取締役社長	2,096株	なし
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、平成23年より当社取締役として管理本部（経営企画グループ、総務グループ、経理・財務グループ等）を管掌し、経営者として豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。		
3	かね いし いち ろう ※ 兼 石 一 郎 (昭和30年10月8日生)	昭和53年4月 株式会社山口銀行入行 平成13年4月 同行西新支店長 平成15年1月 株式会社ちまきや出向 平成17年6月 株式会社山口銀行大分支店長 平成19年4月 同行審査第2部長 平成21年6月 同行取締役福岡支店長 平成23年6月 同行取締役北九州本部長 平成23年10月 株式会社北九州銀行取締役 平成25年6月 ワイエムセゾン株式会社代表取締役社長 平成29年4月 当社入社 経営企画・内部統制室担当 顧問 現在に至る	0株	なし
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、株式会社山口銀行の取締役およびワイエムセゾン株式会社の代表取締役社長として長年企業経営に携わり、経営者として豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
4	おけ たに しゅうたろう ※ 桶谷 祥太郎 (昭和34年2月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成13年9月 当社本店婦人服第一部ゼネラルマネージャー 平成16年5月 当社営業本部営業政策部ゼネラルマネージャー 平成17年9月 当社本店販売促進部ゼネラルマネージャー 平成22年3月 当社本店副店長兼営業推進部長 平成23年3月 当社人事部株式会社山口井筒屋出向 平成26年3月 当社執行役員(株式会社山口井筒屋代表取締役社長) 平成27年3月 当社営業政策室次長兼営業企画グループ長 平成28年11月 当社営業政策室長兼MDグループ長兼婦人服マーチャンダイザー兼本店婦人服グループ長 平成29年3月 当社営業副本部長兼営業政策室長 現在に至る	2,624株	なし
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社営業本部において営業副本部長兼営業政策室長として営業全般を統括し、営業について豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。		
5	うめ だ ひさ かず ※ 梅田 久和 (昭和35年2月18日生) 【社外取締役候補者】	平成7年10月 公認会計士第2次試験合格 平成7年10月 センチュリー監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成11年4月 公認会計士登録 平成17年6月 新日本有限責任監査法人退所 平成17年7月 梅田公認会計士事務所開設 同所長 公認会計士 現在に至る (重要な兼職の状況) 梅田公認会計士事務所所長 公認会計士	0株	なし
		【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで公認会計士・税理士として培ってきた専門知識およびその職業をもとに得た経験を、当社の経営に反映していただくとともに、独立、公正な立場から経営の監視を遂行していただくことで、取締役会の監督機能の強化に繋げていくことが期待できることから取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。 また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者ではありますが、前記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
6	しょう やま かず とし ※ 庄 山 和 利 (昭和37年5月14日生) 【社外取締役候補者】	昭和62年4月 西日本鉄道株式会社入社 平成14年7月 同社秘書室課長 平成19年7月 同社経理部財務課長 平成22年7月 同社経営企画本部経営企画部部长 平成24年7月 同社自動車事業本部営業部部长 平成25年7月 同社自動車事業本部営業企画部部长 平成27年6月 西鉄高速バス株式会社代表取締役社長 平成28年6月 西日本鉄道株式会社取締役執行役員 自動車事業本部長 現在に至る	0株	欄外 (注)2. 参照
【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、西鉄高速バス株式会社の代表取締役社長および西日本鉄道株式会社の取締役として長年企業経営に携わり、その豊富な経験と幅広い見識に基づいて適切な助言・意見をいただき、当社の経営に反映していくことで取締役会の監査機能の強化に繋げていくことが期待できることから取締役として適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。				

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 候補者と当社との特別の利害関係について
 庄山和利氏が取締役執行役員を務める西日本鉄道株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があるほか、当社との間に株式の保有関係があります。
3. 当社は、梅田久和、庄山和利の両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 梅田久和、庄山和利の両氏は、社外取締役の候補者であります。
 なお、当社は、梅田久和、庄山和利の両氏につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえて策定した当社の社外役員の「独立性基準」(インターネット上のウェブサイト(<http://www.izutsuya.co.jp/>))に掲載しております。)を満たしておりますので、両氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 猿渡辰彦、辰巳和正の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
1	たつ み かず まさ 辰 巳 和 正 (昭和26年2月6日生) 【社外監査役候補者】	昭和48年10月 司法試験合格 昭和49年3月 司法研修所28期入所 昭和51年3月 司法研修所卒業 昭和51年4月 福岡県弁護士会に弁護士登録 辰巳和正法律事務所所長弁護士 現在に至る 平成25年5月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 辰巳和正法律事務所 所長弁護士 株式会社北九州銀行 社外取締役(監査等委員) 株式会社安川電機 社外取締役(監査等委員)	0株	欄外 (注)2.① 参照
	【社外監査役候補者とした理由および在任期間】 同氏は、これまで弁護士として培ってきた専門知識・経験をもとに、既に4年間当社の社外監査役として、監査機能の強化のために積極的に発言をいただいており、今後もその継続を期待できることから監査役として適任であると判断し、監査役候補者とするものであります。 また、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であります。前記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 なお、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
2	なる きよ ゆう いち ※成清雄一 (昭和37年3月18日生) 【社外監査役候補者】	昭和62年4月 TOTO株式会社入社 平成22年4月 同社人財開発本部長 平成23年4月 同社執行役員人財開発本部長 平成26年4月 同社執行役員コーポレートグループ、法務本部担当兼人財本部長兼Vプランマネジメントリソース革新担当 平成26年6月 同社取締役常務執行役員コーポレートグループ、法務本部担当兼Vプランマネジメントリソース革新担当 平成28年4月 同社取締役常務執行役員法務、人財、財務・経理、情報企画、総務、物流、購買、工務担当兼Vプランマネジメントリソース革新担当 現在に至る	0株	欄外 (注)2.② 参照
【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、TOTO株式会社の取締役として長年企業経営に携わり、その豊富な経験と幅広い見識に基づいて適切な助言・意見をいただき、当社の経営に反映していくことで監査機能の強化に繋がっていくことが期待できることから監査役として適任であると判断し、監査役候補者とするものであります。				

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 候補者と当社との特別の利害関係について
- ①辰巳和正氏が社外取締役（監査等委員）を務める株式会社北九州銀行は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売および借入金等の取引関係があるほか、当社との間に株式の保有関係があります。
- また、同氏が社外取締役（監査等委員）を務める株式会社安川電機は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。
- ②成清雄一氏が取締役常務執行役員を務めるTOTO株式会社は、当社グループの法人顧客であり、当社グループとの間に商品販売等の取引関係があります。
3. 当社は、辰巳和正氏との間で会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、成清雄一氏の選任が承認された場合は、当該契約を締結する予定であります。
4. 辰巳和正、成清雄一の両氏は、社外監査役の候補者であります。
- なお、当社は、辰巳和正氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、当該届出を継続する予定であります。また、成清雄一氏につきましても同取引所が定める独立性基準を踏まえて策定した当社の社外役員の「独立性基準」（インターネット上のウェブサイト（<http://www.izutsuya.co.jp/>）に掲載しております。）を満たしておりますので、同氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任をお願いするものであります。

なお、当該補欠監査役については、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数	当社との 特別の 利害関係
たけうち なお ゆき 竹内 直行 (昭和34年1月10日生)	昭和57年4月 当社入社 平成16年9月 当社総務部法務担当マネージャー 平成21年5月 当社総務部法務担当部長 平成23年3月 当社総務部長 平成27年3月 当社総務グループ長 平成29年3月 当社業務グループ長 現在に至る	903株	なし

以上

株主総会会場ご案内図



場所 北九州市小倉北区船場町4番8号
井筒屋新館 9階パステルホール



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

